

特別利用申請の手引き及び申請書

ここでは当館所蔵資料の熟覧・模写・模造・拓本・撮影・原版使用などの利用申請について、利用許可の条件と手続きの流れを記載しています。

■利用許可の条件

資料の利用にあたっては、下記条件をご覧ください、遵守していただきますようお願いいたします。

- ・博物館職員の指示に従うこと。指示に従わなかった場合、資料の保存上支障があると認められた場合などには利用の許可を取り消すことがあります。
- ・本申請によって得たデータ、模写、模造、写真等は申請した目的以外に使用してはいけません。
- ・撮影した画像を刊行物や映像に利用する場合は、資料借用および掲載申請書を提出してください。
- ・資料によっては、その利用条件を追加する場合があります。

■手続きの流れ

①【仮申請】**利用希望日の10日以上前に**、当館へ電話（TEL:0748-48-7101）にて仮申し込みを行ってください。

その際に必要な情報：申請者の所属、氏名、住所、連絡先電話番号、

利用したい資料名、利用の方法、利用の目的、利用希望日 など

②【館内検討】当館内で利用可能かを検討し、利用の可・不可を申請者へ連絡します。
可の場合は、次の手続きへ。（不可の場合は理由と共にご連絡させていただきます。）

③【本申請】この手引きの最終ページにある「特別利用申請書」に必要事項の記入と責任者の押印のうえ、当館下記住所までお送りください（**1週間前までのFAXと当日原本提出でも可**）。必要に応じて、利用目的の要旨がわかるものを添付してください。**本申請がない場合は、資料を利用できませんのでご了承ください。**

④【許可書発行】申請書の内容を精査のうえ、許可書を作成し、利用当日にお渡しします。

⑤【ご利用】ご利用にあたっては、当館より指定する利用許可の条件を遵守ください。

申請書送付先・お問合せ

〒529-1421 滋賀県東近江市五個荘竜田町 583

東近江市近江商人博物館 宛

TEL 0748-48-7101 IP 050-5802-3134 FAX 0748-48-7105

<記入例>

特別利用申請書

申請日

令和 年 月 日

東近江市近江商人博物館（中路融人記念館）
館長 様

申請者 住所

(団体は代表者氏名)

氏名 印

電話

資料名と点数を記入。

下記のとおりに特別利用を許して下さるよう申請します。

資料名及び数量			
特別利用の区分	熟覧・模写・模造・拓本・撮影・原版使用 その他()		
特別利用の目的			
特別利用を現にする者の氏名	特別利用の	令和 年 月 日 ()	
	日時	時 分から	時 分まで
備考			

注) 寄託資料については寄託者の同意書を、著作権者のある資料については、著作権者の同意書をそれぞれ添付してください。

特別利用許可書

上記の申請について、令和 年 月 日付で下記の条件のもとに、許可します。

東近江市近江商人博物館（中路融人記念館） 館長 印

〒529-1421 滋賀県東近江市五個荘竜田町 583

利用日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで
資料利用許可の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館職員の指示に従うこと。指示に従わなかった場合、資料の保存上支障があると認められた場合などには、利用の許可を取り消すことがあります。 ・本申請によって得たデータ、模写、模造、写真等は申請した目的以外には使用してはけません。(二次利用の禁止) ・撮影した画像を刊行物や映像に利用する場合は、資料借用および掲載申請書を提出してください。 ・資料によっては、その利用条件を追加する場合があります。

あてはまる特別利用の区分を選択してください。

資料を取り扱う担当者について記載。

申請における責任者の方の情報と押印。

利用目的を詳しく書いてください。欄が不足する場合は企画書などの添付も可。

許可書は、当館で審査後、許可の場合のみ送付します。

特別利用申請書

令和 年 月 日

東近江市近江商人博物館（中路融人記念館）
館長 様

申請者 住所

(団体は代表者氏名)

氏名 ⑩

電話

下記のとおり特別利用を許可して下さるよう申請します。

資料名及び数量			
特別利用の区分	熟覧・模写・模造・拓本・撮影・原版使用 その他()		
特別利用の目的			
特別利用を現にする者の氏名	特別利用の 日時	令和 年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
備考			

注) 寄託資料については寄託者の同意書を、著作権者のある資料については、著作権者の同意書をそれぞれ添付してください。

<h2>特別利用許可書</h2> <p>上記の申請について、令和 年 月 日付で下記の条件のもとに、許可します。</p> <p>東近江市近江商人博物館（中路融人記念館） 館長 ⑩ 〒529-1421 滋賀県東近江市五個荘竜田町 583</p>	
利用日時	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで
資料利用許可の条件	<ul style="list-style-type: none">博物館職員の指示に従うこと。指示に従わなかった場合、資料の保存上支障があると認められた場合などには、利用の許可を取り消すことがあります。本申請によって得たデータ、模写、模造、写真等は申請した目的以外に使用してはいけません。(二次利用の禁止)撮影した画像を刊行物や映像に利用する場合は、資料借用および掲載申請書を提出してください。資料によっては、その利用条件を追加する場合があります。